



水道だより

2011 春号

平成23年3月発行

佐賀市水道局

佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330・FAX33-1315

平成23年4月1日から
水道料金が一部変わります。

水道料金改定特集号

おいしい水道水

引っ越しされる方へお願い
水道メータの検針と定期交換にご協力を
宅地内漏水の見分け方
平成23年度水質検査計画を作成しました

おいしい水道水は健康の源！

水道料金を改定します



さがっぱ潤くん

平成17年10月の市町村合併以降、佐賀市水道局の給水区域内（旧佐賀市・諸富町・大和町・富士町）で地区ごとに異なっている水道料金を、今回の改定により統一します。料金統一により、旧佐賀市・諸富町・大和町では1か月あたり81m³以上使用された場合の水道料金が変わります。また、簡易水道事業の料金体系は上水道事業と同様になります。

■改定日 平成23年4月1日

※4月1日をまたがる場合は、旧料金での計算になります。

■実施時期（2か月ごとの定例検針分）

- 旧佐賀市（偶数月検針地区）、諸富町
平成23年6月検針分から
- 旧佐賀市（奇数月検針地区）、大和町
および富士町
平成23年7月検針分から

■平均改定率

- 上水道事業 △1.6%
- 簡易水道事業 25.5%

※富士南部簡易水道事業は、激変緩和のために経過措置を設けます。

水道料金表

（単位：円、税抜、1か月あたり）

事業	現行料金						改定後 (統一料金)	
	使用水量	区分	上水道事業			簡易水道事業		
			旧佐賀市	諸富町	大和町	大和 (大和飲料水供給施設含む)		区分
0~5m ³	基本料金	1,150			1,150	基本料金	1,000	1,150
6~8m ³		1,300			1,300		80	1,300
9~10m ³		190			190			90
11~25m ³	195			195	100	195		
26~30m ³	240			240		280		240
31~50m ³	超過料金 (1m ³ につき)	280	280	280			超過料金 (1m ³ につき)	270
51~60m ³		300	300	220	220			
61~80m ³			250	200	200			
81~84m ³		300	300	220	220			
85~100m ³			250	200	200			
101~154m ³	200	200	200	200	200			
155~3,000m ³								
3,001m ³ 以上								

■川副町・東与賀町は、

佐賀東部水道企業団の料金改定により平成23年4月1日以降の検針分から水道料金が値下げされます。

【川副町・東与賀町に関する問い合わせ】 佐賀東部水道企業団佐賀営業所 ☎30-6212

■久保田町については現行どおりです。

【久保田町に関する問い合わせ】 西佐賀水道企業団 業務課 ☎68-2225

申請が必要な水道料金

◆中高層建築物集合計算

「中高層建築物集合計算」とは、一括して料金をお支払いされている中高層建築物その他の建築物を対象として、市のメータにより検針した使用水量を各戸、または各事業所が均等に使用したものと料金を計算する方法です。

中高層建築物集合計算の適用については、お客様（代表者等）からの申請が必要となります。

◆福祉用の水道料金

福祉用の水道料金は、『第1種社会福祉事業』を行っている社会福祉事業所に対し、佐賀市水道事業給水条例に基づき『福祉用』料金（1m³につき95円（税抜））を適用するものです。『第1種社会福祉事業』と『第2種社会福祉事業』が混在している場合は、「福祉用料金に係る水道使用量の算定基準を定める要綱」に基づき、『福祉用』料金を認定します。

福祉用の水道料金の適用については、お客様（代表者等）からの申請が必要となります。

【問い合わせ】 水道局営業課 ☎33-1313

引っ越しされる方へお願い!!

引っ越しの日が決まりましたら転出・転入の3日前までにご連絡ください

【旧佐賀市・大和町・富士町については】	佐賀市水道局 営業課	☎33-1313
【諸富町・川副町・東与賀町については】	佐賀東部水道企業団佐賀営業所	☎30-6212
【久保田町については】	西佐賀水道企業団 業務課	☎68-2225

長期間使用されていないところはありませんか？

水道を長期間使用しない場合でも、お客様から使用中止の届出がない限り水道料金等がかかりますので、ご連絡ください。

※使用開始および中止の手続きは、使用者ご本人からの届出をお願いします!!

◆受付時間／平日：午前8時30分～午後5時

忘れないでね!

電話でも手続きOK!



水道メータの検針と定期交換にご協力を!

検針等に支障がないようにお願いします

- ◆犬は、家の出入り口やメータから離れたところにつないでください。
- ◆メータボックスの上に、車や物を置かないでください。
- ◆家の増改築等でメータが屋内や床下になる場合は、検針の可能な場所に移設してください。



水道メータは定期的に交換しています

水道メータは、計量法により8年以内に交換が必要です。水道メータの交換時期に、水道局が発行した身分証明証を携帯した受託事業者が訪問し、交換の作業を行います。不審に思われた場合は、身分証明証の提示を求めてください。

★水道局が実施する水道メータの交換は〔無料〕で行っており、お客様に料金を請求することはありません。

宅地内漏水の見分け方

メータの確認

メータで漏水の有無を確認することができます。

ご家庭の蛇口などを全部閉めて、メータボックス内のふたを開けて見てください。パイロットが回っていれば、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。



その場合、佐賀市指定給水装置工事事業者で修理(有料)をお願いします。ご存じないときは、佐賀市管工事協同組合(☎32-3100)へ問い合わせください。

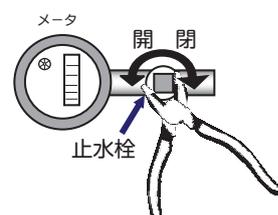
ご注意ください!!

給水装置はお客様の管理となっているため、漏水などで水道料金の請求額が通常より増えていても、お客様に負担していただくこととなります。

なお、漏水箇所によっては水道料金減免の対象となる場合もありますので、水道局営業課(☎33-1313)へ問い合わせください。

臨時的に止水したい場合

メータボックス内にある止水栓(四角い栓、またはバルブ)で止水することができます。ペンチ等で止水栓を右へ回すと止水し、左へ回すと水が出ます。



【止水栓開閉の方法】

「平成21年度水質検査結果」「平成23年度水質検査計画」をお知らせします。

平成21年度 佐賀市水道の水質検査結果

各浄水場の主な水質基準項目の測定結果をお知らせします。紙面の都合により主要な項目のみ掲載していますが、水道局ホームページには全項目（50項目）の結果を公表しています。

ここに掲載していないものも含めて、すべての項目において水質基準値を大幅に下回っています。

水質基準項目	水質基準値	水質検査結果（平均値）			
		神野浄水場	佐賀東部企業団受水	川上浄水場	春日浄水場
一般細菌	1mL中100個以下	0個	0個	0個	0個
大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
総トリハロメタン**	0.1mg/L以下	0.011mg/L	0.017mg/L	0.010mg/L未満	0.010mg/L未満
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02mg/L	0.03mg/L	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
硬度（カルシウム、マグネシウム等）***	300mg/L以下	33mg/L	47mg/L	45mg/L	85mg/L
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	0.3mg/L	0.7mg/L	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満
pH値	5.8～8.6	7.4	7.6	6.8	7.5

*消毒副生成物の一種で、発生量は塩素投入量や原水中の有機物の量に比例します。

（紙面の都合により一部抜粋）

**水の中に溶けているカルシウムイオンとマグネシウムイオンの量を炭酸カルシウムに換算したものです。1mg/Lは1リットル中に1000分の1グラム含まれる濃度。

平成23年度水質検査計画

生活に欠くことのできない水道水。安全で良質な水を毎日皆様にお届けしています。水道水の安全、安心を支えているのが水質検査です。その水質検査をどのように取り組むのか、平成23年度の検査計画を作成しましたのでお知らせします。

水質基準項目（50項目）…法令上の省略不可項目（水源の状況に応じて一部検査の省略が可能）
水質管理目標設定項目（27項目）…留意すべき項目とされているもの

項目／一般細菌、大腸菌、消毒副生成物、金属類、臭気強度、農薬類など
検査対象／原水、浄水場出口…検査回数／毎月1回（水質管理設定項目の一部は年4回）
検査対象／市内給水栓水（蛇口）10箇所…検査回数／年4回（省略不可項目は毎月1回）
（但し、農薬類など、送水の間に濃度の変化がないと判断できるものについては浄水場出口でのみ測定）

その他の項目…安全性をより高めるための検査

佐賀市独自の検査（浄水処理を確認するもの）…週例検査（12項目）、独自検査（15項目）
クリプトスポリジウム・ジアルジア（耐塩素性の原虫）検査…年2回（原水および浄水場出口）
ダイオキシン類検査…年1回（原水および浄水場出口）

佐賀市水道局では、法令上の義務項目のほかにも多くの検査項目を設け、水道水の安全性と質の確保に努めています。詳しい水質検査計画については、水道局ホームページ（<http://www.water.saga.saga.jp>）、水道局（2階営業課窓口）、市役所【本庁1階30番窓口（水道コーナー）および大和支所1階8番水道窓口】でご覧いただけます。



水質についての問い合わせは… **浄水課 水質管理室 ☎33-1334**へ

問い合わせはこちらへ

- 転入転出や名義変更の手続きに関すること …… **営業課 TEL33-1313**
 - 水道料金や口座振替、お支払いに関すること …… **営業課 TEL33-1313**
 - 浄水のしくみ・水質に関すること …… **浄水課 TEL33-1334**
 - 漏水や工事に関すること …… **工務課 TEL33-1332**
 - その他の問い合わせ …… **総務課 TEL33-1330**
- （諸富町）
- 水道に関すること全般 …… 佐賀東部水道企業団佐賀営業所 **TEL30-6212**

編集・発行 ■ **佐賀市水道局 総務課**
〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6-60
TEL(0952)33-1330
FAX(0952)33-1315

ホームページ ■ <http://www.water.saga.saga.jp>
E-mail ■ sagasui@water.saga.saga.jp